社会福祉法人　埼玉県社会福祉協議会

令和8年度 埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 募集要領

◆目　的◆

この事業は、新卒保育士を採用する保育所等に就職準備金を貸付けることにより、保育士の確保に役立てるものです。貸付対象者が運営する保育所等において、新卒保育士が一定期間引き続き児童の保護等に従事した場合には、借りた資金の返済は全額免除されます。

◆実施主体◆

埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が行います。

◆概　要◆

1　本貸付事業における用語の定義

（1）新卒保育士とは

常勤保育士（就業規則で定める常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者、又は1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者）であり、次の①②のいずれかに該当すること。

① 令和8年度中に都道府県知事の指定する保育士の養成施設※を卒業した者又は卒業見込みの者。

※4年生大学や短期大学、専門学校に設置されている保育士の指定養成コースであること。

（学科・コースまでご確認ください。ご不明な点はお問合せください。）

参考：こども家庭庁ホームページ指定保育士養成施設一覧　https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku

※指定保育士養成施設の卒業見込みが令和8年度中かどうかご確認ください。保育士証の「指定保育士養成施設卒業」の年月日が令和8年3月以前の場合は対象外です。（例外あり。「よくあるお問い合わせ」のNo.3をご覧ください。）

② 令和8年度中に保育士試験に合格し、保育士証の交付を受けた者又は交付見込みの者。

（2）保育所等とは

県及び市町村以外の者が運営する以下に掲げる施設のこと

①児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第7条に規定する保育所

②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77）第2条第6項に規定する認定こども園

③児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同章第3節に規定する小規模保育事業B型であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの

④児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの

⑤児童福祉法第37条に規定する乳児院

⑥児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設

⑦児童福祉法第41条に規定する児童養護施設

2　貸付対象者　次の（1）～（4）の全てを満たす保育事業者が対象です。

（1）令和8年度に新卒保育士に採用の内定をする埼玉県内の保育所等を運営する法人等（以下「保育事業者」という）であること。

（2）新卒保育士の勤務先の保育所等が「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成 27 年 3 月 31 日付け三府省連名通知）に定めるキャリアパス要件を満たしていること（申請日時点でキャリアパス要件を満たしていない場合は、市町村による確認が必要）。※ただし、児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設は除く。

（3）当該年度に都道府県知事の指定する保育士養成施設等の実習生を受け入れていること又は実習生を受け入れる見込みであること。

（4）貸付金が交付された月の翌月末までに、新卒保育士に対して**貸付金を一括で給付又は貸付をする**ことに同意すること。

注 意

・本貸付事業の対象者（借受者）は、保育事業者になります。新卒保育士自身が個人で申請するものではありません。

・同一の新卒保育士について複数の保育事業者から申請することはできません。

3 貸付コースの概要

・以下の（1）の2種類の貸付額から選択できます。また、条件に該当する新卒保育士は（2）の加算を追加できます。

・いずれの貸付も市町村又は事業者が 1/4 を負担する必要があります。

具体的な貸付額等については、「4 貸付額及び事業者負担額について」をご確認ください。

（1）基本分

以下のアまたはイの貸付額を選択できます。

ア 20万円（事業者から新卒保育士に20万円を給付又は貸付）

→2年間勤務で返還免除

イ 30万円（事業者から新卒保育士に30万円を給付又は貸付）

→3年間勤務で返還免除

（2）転居加算

県外在住の新卒保育士が、就職に伴い、内定後又は採用日の半年前から採用日の前日までに転居する場合は、（1）の基本分に10万円を加算することができます。

4 貸付額及び事業者負担額について

（1）次の市町村に所在する保育所等

ア 行田市・秩父市・加須市・羽生市・鴻巣市・越谷市・蕨市・戸田市・久喜市・幸手市・小川町・皆野町

基本分	転居加算	県社協貸付額	事業者負担額		新卒保育士受領額
20万円（うち市町村負担5万円）	10万円（うち市町村負担2万5千円）	**30万円**	**0円**	⇒	30万円
	—	**20万円**	**0円**	⇒	20万円
30万円（うち市町村負担7万5千円）	10万円（うち市町村負担2万5千円）	**40万円**	**0円**	⇒	40万円
	—	**30万円**	**0円**	⇒	30万円

イ 横瀬町・杉戸町

基本分	転居加算	県社協貸付額	事業者負担額		新卒保育士受領額
20万円 （うち市町村負担5万円）	10万円 （うち市町村負担2万5千円）	30万円	0円	⇒	30万円
	—	20万円	0円	⇒	20万円
30万円 （市町村負担なし）	10万円 （市町村負担なし）	30万円	10万円	⇒	40万円
	—	22万5千円	7万5千円	⇒	30万円

ウ 桶川市・三郷市・宮代町

基本分	転居加算	県社協貸付額	事業者負担額		新卒保育士受領額
20万円 （うち市町村負担5万円）	10万円 （市町村負担なし）	27万5千円	2万5千円	⇒	30万円
	—	20万円	0円	⇒	20万円
30万円 （市町村負担なし）	10万円 （市町村負担なし）	30万円	10万円	⇒	40万円
	—	22万5千円	7万5千円	⇒	30万円

（2）（1）ア～ウ以外の市町村に所在する保育所等（市町村負担なし）

基本分	転居加算	県社協貸付額	事業者負担額		新卒保育士受領額
20万円	10万円	22万5千円	7万5千円	⇒	30万円
	—	15万円	5万円	⇒	20万円
30万円	10万円	30万円	10万円	⇒	40万円
	—	22万5千円	7万5千円	⇒	30万円

【留意事項】

※4（1）ア～ウに事業者負担額が0円と記載されている場合でも、**市町村が負担できる人数より申請者数が上回る場合は、保育事業者負担となる可能性があります。**

※基本分（転居加算以外の額）に係る市町村負担がある場合、その市町村内でのみ異動が可能です。
（9ページ「貸付金の返還の猶予について」参照）

5　資金交付について

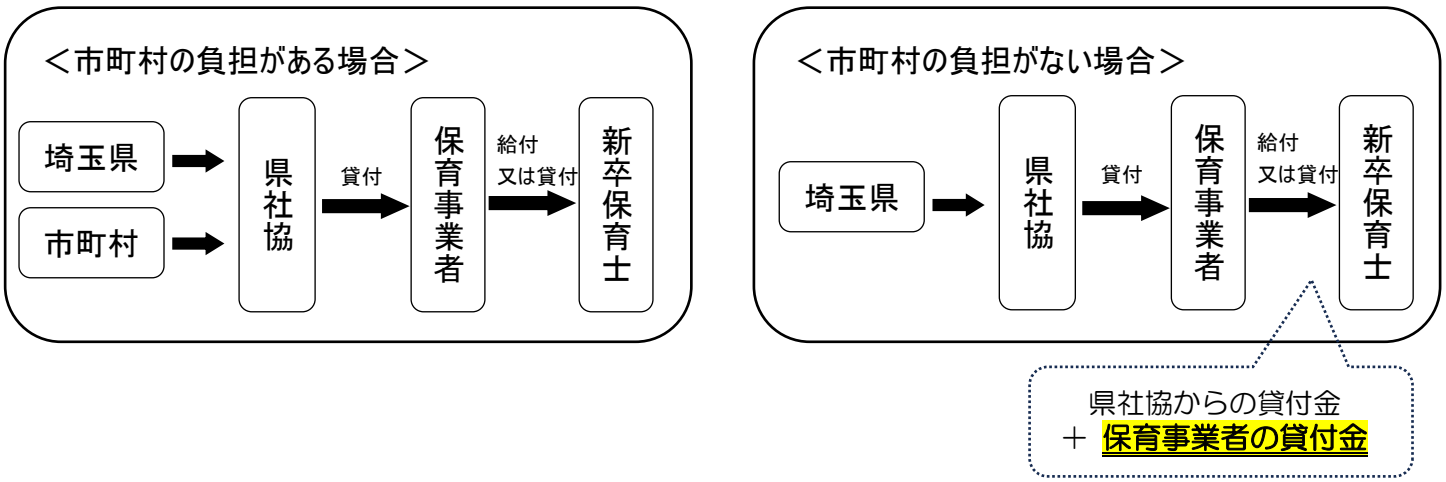

※保育事業者が新卒保育士に貸付金を支給する際には、「給付」又は「貸付」のいずれも可能とします。各保育事業者の判断で、新卒保育士の不利益にならないよう留意し、新卒保育士に了承のうえ支給してください。

※市町村の負担金がない場合は、2ページ「4　貸付額及び事業者負担額について」のパターンに応じた事業者負担額を県社協からの貸付金に加えて、新卒保育士に「給付」又は「貸付」してください。

※保育事業者は、**県社協から貸付金が交付された月の翌月末までに新卒保育士に対し、貸付金を一括で支給してください**（「受領報告書（様式第6号）」にて新卒保育士に就職準備金が支給されたかを確認します）。

「給付」と「貸付」について

貸付金の返還が生じた場合の対応が異なります（返還については１０ページ参照）。

◇「給付」とした場合

新卒保育士から資金の返還を求めることはできません。

◇「貸付」とした場合

新卒保育士に資金の返還を求めることができます。

- 貸付の趣旨、貸付の条件、返還免除の要件、返還の要件等については、双方同意の上、書面で行ってください（本貸付事業の返還免除要件より上乗せして条件を課すことは不可）。
  ※提出の必要はありません。
- 新卒保育士が未成年の場合は法定代理人（親権者）の同意が必要となります。
- 連帯保証人を立てる場合は、書面に署名・捺印が必要です。

6　貸付人数

530名

※先着順です。同一保育事業者からの申請人数に制限はありません。

※定員が残り僅かになった場合のみ、ホームページでお知らせいたします。

◆申　請◆

1　申請書類

次に掲げる書類を作成してください。

なお、申請書類の所定様式は、県社協ホームページからダウンロード可能です。

①	埼玉県新卒保育士就職準備金貸付　申請書（様式第1号①）	新卒保育士1人につき1枚
	※申請時点で配属先が未定の場合、配属先施設一覧（様式第1号②）	新卒保育士1人につき1枚
②	同意書（様式第3号）	法人につき1枚
③	新卒保育士の内定通知書（写）	新卒保育士1人につき1枚
④	新卒保育士の卒業見込証明書（写）、又は保育士試験合格通知書（写） ※卒業見込証明書は、指定養成コースまで記載があるもの	新卒保育士1人につき1枚
⑤	埼玉県新卒保育士就職準備金貸付　希望者一覧（様式第2号）	一度の申請につき1枚
⑥	養成施設等の実習生を受け入れていること等が分かる書類（写）※	一度の申請につき1部
⑦	転居加算を適用する場合、期間内に県外から転居したことがわかる書類※ 例）住民票（旧住所・新住所・転入日が記載されたもの）	新卒保育士1人につき1部
⑧	新卒保育士就職準備金貸付事業　申請書類チェック票申請者用	一度の申請につき1枚

＜書類作成上の注意＞

・記入した申請様式は、必ず原本で提出してください。
・修正液（テープ）、消せるボールペンは使用しないでください。
・証明日や記入日のないものは、書類を返却します。
・訂正は二重線を引き、公印にて訂正ください。新卒保育士本人が記入する箇所は本人印で訂正ください。
・個人事業主の場合は、「法人」記載欄は申請者個人と置き換えて記入してください。

※申請書類⑥について

（1）～（4）のいずれかの書類をご提出ください。なお、審査の過程で追加の書類を依頼することがあります。

（1）実習生を受け入れた保育所であることが分かる書類（過去3年以内のもの）

養成施設からの照会文書 ＋ 回答書　または　実習の契約書等の写し

・**養成施設名及びコース名**が明記されており、**受け入れ期間（過去3年以内）**が分かるものを提出してください。
・養成施設からの照会文書と回答書は、両方の提出が必要です。
・実習生の名前が記載されている場合、マスキング処理を行っても構いません。

（2）今年度実習生の受入れができる保育所であることが分かる書類

・**実習生受け入れの事業計画書（年間スケジュール等）の写しなど、実施予定期間**の記載があるものを提出してください。

（3）埼玉県保育士等キャリアアップ研修の「保育実践」の受け入れ保育所であることの決定通知書の写し

（4）子育て支援員研修の「見学実習」の受け入れ保育所であることが分かる書類の写し及び実習生が自園の職員ではないことが分かる書類の写し

※申請書類⑦について

（1）、（2）のいずれかの書類をご提出ください。なお、審査の過程で追加の書類を依頼することがあります。

（1）申請時点で転居済みの場合

住民票
・旧住所（県外）
・新住所
・転入日
すべてが記載されたもの

・マイナンバーなし
・3か月以内に取得

＋

★住民票で旧住所を証明できない場合に提出

本人宛の光熱水費の領収書 または 家主からの居住証明（様式任意） または 賃貸契約書の写し ＋ 本人宛の郵便物の写し

（2）申請時点で転居していない場合

①申請時

様式第15号
誓約書
・転居日
・予定している
転居先

＋

住民票
・旧住所（県外）
・マイナンバーなし
・3か月以内に取得

または

★住民票で旧住所を証明できない場合に提出

本人宛の光熱水費の領収書 または 家主からの居住証明（様式任意） または 賃貸契約書の写し ＋ 本人宛の郵便物の写し

②後日

住民票
・旧住所（県外）
・新住所
・転入日
すべてが記載されたもの

・マイナンバーなし
・3か月以内に取得

2　申請窓口

保育事業者は、申請書類を下記の申請先に提出してください。

保育所等	申請先
認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業	保育所等が所在する市町村保育担当課
児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設	埼玉県福祉部こども安全課

※県社協あてに直接提出があった場合は、書類一式を一度返却させていただきますのでご注意ください。

※新設園については、キャリアパス要件を満たす予定であると所在する市町村が認めれば、対象となる可能性があります。事前に所在する市町村保育担当課にご相談ください。

3　申請期間

令和8年10月1日（木）～令和9年2月26日（金）　**※追加募集の予定はありません。**

◆申請書類提出から貸付金の交付までの流れ◆

申請期間中	①申請	▸保育事業者は、申請書類を保育所等が所在する市町村保育担当課又は県福祉部こども安全課に提出する。 申請期間：令和8年10月1日（木）～令和9年2月26日（金）
申請受付後随時	②審査	▸県社協は、市町村保育担当課又は県福祉部こども安全課より提出された申請書類をもとに貸付の可否を審査する。
1～3月頃	③貸付決定 （貸付額の確定）	▸県社協は、保育事業者へ貸付額を記載した貸付決定通知書を送付する。
3月頃	④借用証書の提出	▸保育事業者は、貸付決定通知書に基づき、借用証書、印鑑証明書等を県社協へ提出する。
3月末	⑤貸付金の交付	▸県社協は、必要書類到着後、保育事業者が指定した口座に一括して資金を送金する。

貸付決定後、提出するもの

①	埼玉県新卒保育士就職準備金貸付　借用証書（様式第4号）	新卒保育士1人につき1枚
②	振込口座申請書（様式第5号）	法人につき1枚（提出毎）
③	振込先通帳（写）	法人につき1枚（提出毎） 金融機関、支店、口座の種類、口座番号、口座名義人、口座名義人フリガナが分かる部分
④	印鑑証明書	法人につき1枚

◆就職準備金の支給から返還免除の決定までの流れについて◆

貸付金交付の翌月末まで	①新卒保育士に就職準備金を支給	▸保育事業者は、県社協から貸付金が交付された月の翌月末までに新卒保育士に貸付金を給付又は貸付をする。
４～６月	②返還猶予申請	▸保育事業者は、返還猶予申請書及び受領報告書、保育士証（写）、雇用契約内容届出書等を別に定める期限までに県社協へ送付する。 （県社協は書類受理後、審査を経て返還猶予の可否について通知する） ▸転居加算を受給した新卒保育士のうち、申請時点で転居していなかった者は、住民票を別に定める期限までに県社協へ送付する。 ※転居していない場合、この時点で転居加算のみ返還が生じます。
就職後毎年	③就業確認	▸保育事業者は、新卒保育士が就職後、毎年、業務従事届により１年分の就業状況を県社協へ届出する。
就職から２年又は３年後	④返還免除申請	▸保育事業者は、新卒保育士が就職後、貸付金のコースに応じ**2年又は3年**が経過し免除要件に達したら、返還免除申請書及び業務従事届を県社協へ送付する。
２年又は３年間の業務従事確認後	⑤返還の免除決定	▸県社協は、提出書類を受理後、審査を経て返還免除の可否について通知する。 （返還免除決定後、県社協は借用証書及び印鑑証明書等を返却する）

1　貸付金の返還の猶予について

新卒保育士が、次に掲げる事由が継続している期間は、返還の債務の履行を猶予できるものとします。

（1）－①基本分（転居加算以外の額）に係る市町村負担がある場合

採用された保育所等が所在する市町村の区域内において、貸付を受けた保育事業者が運営する保育所等で児童の保護等に従事しているとき

（1）－②基本分（転居加算以外の額）に係る事業者負担がある場合

採用された保育所等が所在する県の区域内において、貸付を受けた保育事業者が運営する保育所等で児童の保護等に従事しているとき

（2）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

◇やむを得ない事由とは

※返還の猶予ができる期間はその事由によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

①新卒保育士が出産休暇・育児休業を取得する場合
（子が１歳に達する月まで。なお育休法第５条第３項で定める者は子が１歳６か月に達する月まで。）

②新卒保育士が介護休業を取得する場合

③疾病・負傷等のため、療養する必要があり、新卒保育士が在職中に病気休職等を取得する場合で、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

④人事異動により、（１）に該当する保育所等での児童の保護等に従事できなくなったとき（最長２年）

返還猶予申請時に提出するもの

①	埼玉県新卒保育士就職準備金貸付　受領報告書（様式第6号）	新卒保育士1人につき1枚
②	返還猶予申請書（様式第9号）	法人につき1枚
③	保育士証（写）	新卒保育士1人につき1枚
④	雇用契約内容届出書(様式第7号)	法人につき1枚

就職後、毎年提出するもの

①	業務従事届(様式第8号)	法人につき1枚

2　貸付金の返還の免除について

新卒保育士が次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金（転居加算を含む）に対する返還の債務を免除するものとします。この場合において、新卒保育士の保育事業者に対する返還の責務（保育事業者の負担する貸付金を含む）についても同様に免除するものとします。

（1）－①基本分（転居加算以外の額）に係る市町村負担がある場合

採用された保育所等が所在する市町村の区域内において、貸付を受けた保育事業者が運営する保育所等で児童の保護等に従事し、貸付コースに応じ2年間又は3年間引き続き勤務したとき。

（1）－②基本分（転居加算以外の額）に係る事業者負担がある場合

採用された保育所等が所在する県の区域内において、貸付を受けた保育事業者が運営する保育所等で児童の保護等に従事し、貸付コースに応じ2年間又は3年間引き続き勤務したとき。

※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により児童の保護等に従事できなかった期間は（1）の従事期間に算入できません。

（2）（1）に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

返還免除申請時に提出するもの

①	業務従事届（様式第8号）	法人につき1枚
②	返還免除申請書（様式第10号）	法人につき1枚

◆貸付金の返還について◆

1　貸付金の返還について

保育事業者は、次のいずれかに該当する場合には、資金を返還しなければなりません。
（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く）

（1）貸付契約が解除されたとき
（2）新卒保育士が保育事業者の運営する保育所等において児童の保護等に従事しなかったとき
（3）新卒保育士が保育事業者の運営する保育所等において児童の保護等に従事する意思がなくなったとき
（4）保育事業者が運営する保育所等において新卒保育士を児童の保護等に従事させる意思がなくなったとき
（5）新卒保育士が業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
（6）保育事業者が、新卒保育士が転居したことが分かる書類を提出しなかったとき（転居加算のみ返還）

◇貸付契約の解除について

次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。
①新卒保育士が保育事業者の運営する保育所等を退職した又は内定を辞退したとき
②新卒保育士が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき
③新卒保育士が死亡したとき
④新卒保育士が給付又は貸付を受けることを辞退したとき
⑤保育事業者が偽りの申込みその他不正な手段によって貸付を受けたとき
⑥その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

※グループ法人（代表者が同一など）であっても、法人をまたぐ異動があった場合は返還となりますのでご注意ください。
※在籍出向は可能です。ただし、２年以内に限ります。

例 社会福祉法人Ｂ会のＣ保育所に所属する保育士が、同じ系列のグループ法人である株式会社Ｄ社のＥ保育所に異動となった。
①保育士の雇用契約が社会福祉法人Ｂ会から、株式会社Ｄ社に変更となる場合（転籍）
→**返還**
②保育士の雇用契約が社会福祉法人Ｂ会のまま、株式会社Ｄ社へ出向となる場合（在籍出向）
→猶予可能。ただし、**業務従事期間に含めることはできない。**

2　返還金額について

・貸付金（転居加算を含む）のうち、県社協からの借入金額を返還いただきます。
・転居をしなかったことによる転居加算のみの返還の場合、10万円又は7万5千円を返還いただきます。

３　返還方法について

返還期間：返還の事由が生じた日の属する月の翌々月まで（転居加算は、県社協が別に定める期間まで）

返還方法：一括払い

４　延滞利子

正当な理由なく貸付金の返還期限日までに返還しなかったときは、当該返還期限日の翌日から返還された日までの日数に応じ、返還額につき年３パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

５　返還の流れ

①返還の事由が発生

↓

②県社協に速やかに連絡の上、「返還計画申請書（様式第１２号）」を提出

↓

③県社協で審査の上、納入通知書を送付

↓

④保育事業者が、指定口座に一括で払込

↓

⑤県社協への入金が完了後、保育事業者あてに「返還完了通知」及び借用証書及び印鑑証明書等を返却

（転居加算のみ返還の場合、転居加算分の返還完了後、保育事業者あてに「返還完了通知」を送付。基本分の契約は継続）

返還申請時に提出するもの

①	返還計画申請書（様式第１２号）	新卒保育士１人につき1枚

◆その他届出書類◆

保育事業者や新卒保育士に状況の変化が生じた場合は、速やかに県社協へご連絡ください。

貸付を辞退するとき・転居加算のみ辞退するとき

①	貸付辞退届（様式第１１号）	新卒保育士１人につき1枚

保育事業者の名称、代表者、所在地等を変更したとき

①	異動届　借受者用　（様式第１３号）	法人につき1枚 登記事項証明書(原本)を添付

新卒保育士の氏名、勤務先を変更したとき

①	異動届　新卒保育士用　（様式第１３号）	新卒保育士１人につき1枚

◆様式一覧◆

各種様式は、本会ホームページからダウンロードできます。

https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/hoikuloan_8.html

←こちらからも
アクセス可能です

埼玉県新卒保育士就職準備金貸付　申請書①②	様式第1号
埼玉県新卒保育士就職準備金貸付　希望者一覧	様式第2号
同意書	様式第3号
埼玉県新卒保育士就職準備金貸付　借用証書	様式第4号
振込口座申請書	様式第5号
埼玉県新卒保育士就職準備金貸付　受領報告書	様式第6号
雇用契約内容届出書	様式第7号
業務従事届	様式第8号
返還猶予申請書	様式第9号
返還免除申請書	様式第10号
貸付辞退届	様式第11号
返還計画申請書	様式第12号
異動届（借受者用/新卒保育士用）	様式第13号
キャリアパス要件確認書　※市町村保育担当課が使用するもの	様式第14号
転居加算　誓約書　※対象者のみ	様式第15号
新卒保育士就職準備金貸付事業　申請書類チェック票	

◆問い合わせ先◆

【申請方法・手続きなどに関すること】

〇社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会　福祉人材センター　育成資金課　TEL　048－824－3370

【制度趣旨・キャリアパス要件に関すること】

〇埼玉県　福祉部こども支援課　保育・人材確保担当　　TEL　048－830－3349